

令和6年度 第1回大阪府消費者保護審議会・消費者教育推進地域協議会 議事録

■日時 令和6年5月30日（木）午前10時から午前11時30分まで

■場所 大阪府立男女共同参画・青少年センター 5階 特別会議室

■出席委員 （会場） 安孫子委員、岡崎委員、高田委員、高原委員、藤本委員、
岡本委員、中村英子委員、中村夏美委員、名越委員、米田委員
（ウェブ） 笠原委員、川和委員、吉井委員、雪委員
(計14名)

■議事内容

○事務局

定刻となりましたので、ただ今から令和6年度第1回大阪府消費者保護審議会を開催させていただきます。本日は御多忙のところ、委員の皆様には、御出席いただき、ありがとうございます。本日の審議会は、WEB会議と併用して実施させていただきます。オンラインで御出席の委員の皆様におかれましては、御自身の音声聞こえないように、ミュートの設定をお願いいたします。また、意見交換の際に御発言がある場合は挙手いただき、順番に御指名させていただきますので、その際ミュートを解除して御発言をお願いいたします。それでは初めに資料の確認をさせていただきます。

（各資料を確認）

次に、会議の成立について御報告させていただきます。本審議会の委員数は18名でございます。本日は過半数の14名の委員の皆様にご出席いただき、大阪府消費者保護審議会規則第4条第2項の規定により会議が有効に成立しておりますことを御報告させていただきます。

なお、本審議会は、消費者教育推進地域協議会の開催を兼ねておりますことを併せて御報告させていただきます。

出席委員の御紹介は、配席図をもって代えさせていただきます。本日、中浜委員、新川委員、林委員、赤松委員につきましては、御都合により欠席でございます。

それでは会議の開会にあたりまして、大阪府消費生活センター所長より御挨拶を申し上げます。

○所長

令和6年度第1回大阪府消費者保護審議会の開会にあたり、一言御挨拶をさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただき、ありがとうございます。

また日頃から本府消費者行政の推進に御理解、御協力をいただきまして、重ねてお礼申し

上げます。

さて、昨年12月、知事から大阪府消費者保護審議会に諮問させていただきました大阪府消費者基本計画第3期につきましては、この間、部会長をはじめ、基本計画策定検討部会の委員の皆様大変御尽力をいただきました。

この検討部会では、部会委員の皆様から、計画骨子案でお示しをさせていただきました、「計画の基本的な考え方」から、「消費生活をめぐる現状や課題」「消費者政策の方向性と展開」「計画の推進方策と進行管理」まで、全般にわたって、国の動向や新たに消費者が直面している課題なども御指摘いただきながら、幅広い視点から貴重な御意見や御提言を多数頂戴いたしました。

本日は、このような御意見、御提言を踏まえて作成しました、基本計画策定検討部会案につきまして、後ほど、御説明をさせていただきたいと存じます。

いよいよ、この夏には審議会から答申をいただきたいと考えており、タイトな日程の中で、委員の皆様には大変恐縮でございますが、答申案の審議、取りまとめへの御理解、御協力をお願いいたします。

本日はどうぞよろしく願いいたします。

○会長

次第に基づき議事を進めていきたいと思っております。

まず議題1「大阪府消費者基本計画第3期答申案」について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料1、資料2について説明

○会長

ありがとうございました。ただいまの事務局の説明に関して御意見をいただければと思います。

○委員

52ページの悪質ホストクラブに関するところで、若年女性から若者に修正しているのは結構ですが、2行下に、「多額の借金を背負させた上で、風俗で働かせて」という記載ですが「風俗店」に修正した方がいいのかなと思いましたが、それから、若者という表現がありましたが、65ページ「計画の推進方策と進行管理」に記載があるのは、若年者から若者に統一ということでしょうか。

○事務局

用語の統一につきましては、若者とさせていただければと思いますが、また、全体を見直

したいと思います。

それから風俗店の記載につきまして、委員のおっしゃるように、「風俗店」の方がいいのかなという気がしていますが、国からの資料に基づいて作成しているので、どちらが正しいかを含めて、確認した上で、必要に応じて修正したいと思います。

○委員

もう1点、消費者教育の推進に関わるところで、54ページの基本目標3の中の、「[1]学校等（小学校・中学校・高等学校・支援学校等）における消費者教育」のところで、青文字が追加ということで、これは本当に妥当な変更と思います。先ほどの御説明で、アクティブラーニングという言葉が抜けているので、カリキュラムマネジメントの後にアクティブラーニングを入れるということでしたが、実は中央教育審議会の文章の中では、主体的・対話的で深い学びの後に、括弧をしてアクティブラーニングという記載になっています。主体的・対話的で深い学びとアクティブラーニングが対応しているという構造ですので、それは間違えのないようお願いしたいと思います。

○委員

今の御指摘に関連して、「若者」という言葉がいっぱい出てきますが、最初に出てくる11ページの上から3行目では、「新たに成年となった18歳、19歳の若者」と定義をされています。次に、28ページの「(イ)若年者層の相談の特徴」で、タイトルは「若年者層」となっています。その1行後には、「30歳未満の若者」と書いてあり、おそらく統計データの関係だろうと推測しますが、どこまでを若者と捉えているのか、というのが答申案の中で若干違う感じがするので、何らかの形で言葉を統一された方がいいのかなと思います。

○事務局

若者は色々な定義があるかと思いますが、28ページの「(イ)若年者層の相談の特徴」は、国でもまとめている相談状況で出てくるところであります。若者の中で、30歳未満に限っているのであれば、括弧書きで30歳未満とわかるようにするなど、お示しさせていただいたらどうかと思っております。

○委員

ありがとうございます。表現は基本におまかせいたしますので、今の考えで進めていただければと思います。よろしく申し上げます。

○会長

御指摘の通り、若者がどのように定義付けられるかについては明らかではありませんが、本文では「18歳、19歳の若者」「30歳未満の若者」と形容詞がついているので、文章として

は成立すると思いますが、少しわかりにくく、誤解を招くところもあろうかと思いますが、修正のほど、よろしくお願いします。

○委員

54 ページの「[4] 消費者団体訴訟制度の周知、広報」について、これから消費者問題は複雑化、高度化していき、消費生活センターだけでは太刀打ちできなくなってくると思います。例えば国から認められている適格消費者団体である、消費者支援機構関西さんの力を借りて連携していくことがあるかと思います。是非「消費者支援機構関西などとの連携を強める」というような言葉も書いていただくことが、これからの消費者問題を考えていく上で必要だと思います。

○事務局

適格消費者団体との連携については、第4章「計画の推進方策と進行管理」にも記載がありますが、こちらの方にも入れる方向で検討したいと思います。

本文に記載はありませんが、適格消費者団体との連携として、定期的に意見交換をして、我々もできるだけ適格消費者団体等にも消費者被害の問題解決に御協力をお願いしたいと思っています。

○会長

確かに注目される制度で、今後の活用も大いに期待されるところでありますから、我々としても是非前向きに検討していただきたいと思います。

○委員

66 ページの数値目標について、数値化できそうな項目を出していただいたということかと思いますが、それ自体は良いことと思いますが、このような形で数値だけを取り出すことに若干、違和感があります。数字を挙げるのが目標というより、その前にある基本目標等が一番大きな目標であると思います。まず基本目標があって、それを達成するために数値が必要である、という議論になると思います。このような書き方ですと、数字が独り歩きしてしまうのではないかと思います。この数値がなぜ必要なのか、何のために必要なのかということと一緒に書いていただけるといいのではないかと思います。

○事務局

御指摘の通りでございます。66 ページだけを見ると、一体何のためにこの数値目標が設定されているのかということが、わかりやすいように、文章の追加等をさせていただきたいと思っています。

○会長

数値目標については非常に慎重に挙げておくことが重要です。とりあえず挙げておくというのは、非常に危ういところがございます。ただ一方で、数値目標を設定する方向性も否定できませんので、委員の御指摘は非常に重要ですので、事務局として検討のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員

数値目標の設定が盛り込まれていることは、とてもよかったと思います。重点取組には2期計画のように参考指標が設定されていますが、到達点を数字で明らかにして、内容を分析、さらに改善するというサイクルが進むことを期待したいと思います。今、御意見もありましたが、数値は使い方を間違えないように、正しく設定して正しく活用しないといけないと思います。例えば、重点取組1で消費者安全確保地域協議会の設置数が指標になっていますが、ここで目指しているのは、地域での見守り活動が実際に展開されることだと思いますので、そういった視点で運用していただけたらと思います。他の数値目標では、消費者フェアであれば、参加する消費者団体の数、相談員であれば研修への参加率、それから地域サポーターであれば実際の活動回数が大切な評価項目と思います。

47ページに追記されている、大阪府消費者保護条例について、「必要に応じて見直しを行います」と記載されていることは、とても良かったと思います。悪質商法の手口はどんどん進化していますので、それに合わせて見直していく必要があると思います。条例改正から10年というのは相当な期間ですので、見直しの必要性について、早期に検証していただくことを要望しておきます。

○事務局

数値目標につきましては、先ほど御説明させていただいた通りでございます。

条例につきましては、皆さん御存知の通り、現在、国で消費者関連法の見直しが進められています。パラダイムシフトとか難しい言葉が使われていますけれど、抜本的に見直しが入るのかなというところです。それも踏まえて、条例を改正していく必要があると考えております。改正してすぐにまた改正というのはなかなか難しいと思いますので、国の動きも注視しながら対応していきたいと思っています。

○会長

御指摘は非常に重要で、数値目標を設定する場合には、その目的と手段をきっちり分けないといけません。まさに委員のおっしゃったように、計画の内容に実効性を持たせる数値目標の設定、さらには理由付け、検証のサイクルは重要な御指摘だと思いますので、事務局の方で検討のほどよろしくお願いいたします。

それから立法が盛んになっていますよね。私も弁護士にお話を聞いたりしますが、やはり

世の中動きが早いです。それに負けないように頑張っているところかと思いますが、事務局は大変だろうと思いますが、そのあたりのフォローアップの方も、是非よろしくお願ひします。

○委員

数値目標について、青色になっている消費者行政担当職員の研修参加率ですが、相談員の研修参加率でしょうか。どちらを示しているのでしょうか。

○事務局

こちらは行政担当職員の研修参加率とさせていただきます。相談員の方は資格を持っておられるかどうかの数値で考えております。

○委員

色々なところに大阪府金融広報委員会のことが出ております。例えば54ページの「[1] 学校（小学校・中学校・高等学校・支援学校等）等における消費者教育」の中では「大阪府金融広報委員会との連携」との記載があり、58ページ「(ウ)実務経験者等」、61ページ「[2] 金融経済教育」では、「金融広報委員会との連携」との記載があります。金融広報中央委員会という組織があり、日本銀行情報サービス局が事務局をしています。この傘下に、47都道府県に1つずつ金融広報委員会があります。ですから、「大阪府金融広報委員会」の記載は正解ですが、それ以外では「金融広報委員会」とだけ書いてあるのが気になります。もちろん大阪府の計画ですから、大阪府金融広報委員会のことだと分かっていると思いますが、正式名称で「大阪府金融広報委員会」と書いていただきたいなと思います。

もう1点、情報提供させていただきます。実は金融庁が日本の金融経済教育を一元化しようということで、金融経済教育推進機構、J-FLECを今年の4月に設立しました。本格稼働は8月です。金融広報中央委員会は金融経済推進機構に移ることになっています。

先日、日本銀行大阪支店内にある大阪府金融広報委員会に確認したところ、講師派遣については金融経済教育推進機構に移管し、それ以外の金融経済教育は大阪府金融広報委員会です。本文の中で、大阪府金融広報委員会との連携との記載がありますが、講師派遣依頼であれば、金融経済教育推進機構と書かれた方がいいのかなと思います。他方、講師派遣以外の連携ということであれば、大阪府金融広報委員会との連携だけでもよろしいかと思いますが、実態に合わせて、文言を入れていただければと思います。

それから、大きな問題提起をいただきました。32ページの少年の検挙人数ですが、やはり学生を相手にインターネットで悪い仕事に引き込まうとする人間がいるようです。ある意味で学生も被害者になっています。無垢な学生を甘い言葉で闇バイト等に誘いこんでしまうということで、特殊詐欺の発生の中に入れてもいいかなと思います。一言「若者を騙して」というような若者が被害者であることが分かるような文言を入れていただければ、御指

摘いただいた御意見を反映できるかと思しますので、是非、ここは残してほしいと思います。

○事務局

金融広報委員会について御指摘の通り、私どもも情報をいただいております。先ほどの講師派遣につきましても、学校現場で講師派遣をされていて、我々もどの学校がいいかの推薦等をしていますので、そういう意味でも連携しながらやっています。委員の御指摘のとおり、金融経済教育推進機構と大阪府金融広報委員会を併記するような形で文言を修正したいと考えております。

それから、特殊詐欺の発生状況につきまして、基本的には加害者側のデータを記載しています。少年の検挙数について、委員から残した方がいいという御意見をいただきました。事務局としても残してもいいのかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○委員

少年は未成年であるという考え方をしたら、少年は被害者ですよ。少年保護の観点からいうと、加害者側というよりも、やはり保護すべき少年たちがこういう形で巻き込まれているというようなニュアンスの説明も加えつつ、残すべきかと思っています。何らかの説明、あるいはデータが必要なのであれば、グラフ等の追加をしてもいいのかなと思います。

○委員

私自身もどちらかといえば残していいのではないかという意見を持っております。どのように伝えるのかという点について、もう少し考慮が必要ではないでしょうか。この少年という言葉はどうイメージするか、ということかと思っています。私の経験からすると、裁判官だったときには、中学生や高校生の身柄拘束の事務に関わったこともあります。詳しいことは申し上げられませんが、おそらく、御意見が出ているように、どちらかという被害者であることの方が多いのだらうと思います。そうすると、それがちゃんと分かるように書いた方がいいのかなと思います。おそらく警察庁や法務省法務総合研修所から毎年白書を出されているはずなので、参考になるデータがあるのではないかと思います。そのあたりを踏まえながら、文章を練っていただけると、趣旨が伝わるのかなと思いました。

○委員

61 ページの「[3]情報活用能力を育成するための教育」について、私自身、生活をしていて、本当に急速なデジタル化が進んでいると感じます。先日の報道によると、東京では電車の切符自体をなくしてしまって、全部QRコードにするということを言っていました。若者だけではなく、もちろん高齢者がデジタル化についていけないという現状があると思います。それから「学習指導要綱に基づき」と書かれていますが、一般の先生方では非常に難しいのではないかなと思います。是非、ITの専門家の方としっかり連携をとりながら、学校

教育あるいは消費生活センターでの啓発活動にさせていただきたいと思います。1年で、ずいぶん変わってきていますので、デジタルに関する教育もお願いしたいです。

○会長

先に話が進んでしまいましたけれども、ひとつ前の少年の検挙数のところを中間的にまとめさせていただきたいと思います。委員から貴重な御指摘があり、加害者とされているものの、被害者としての要素もあるということで、この書きぶりというものは若干の修正を含めて残すということによろしかったでしょうか。

○委員

今まで御指摘されたことと、重なってしまいますが、3点指摘させていただきます。

まず、若者についてです。用語の使い方について、最初の3ページ、11ページ、21ページ、28ページ、35ページ、38ページ、39ページ、51ページに若者と書かれており、その用語の定義が、成年年齢引き下げによって影響を受ける18歳、19歳という考え方や、30歳未満という考え方があります。それから特殊詐欺のところで出ていますが、被害者という側面もある少年という書き方もされています。その点を踏まえると、3ページの「契約取引の知識経験が乏しい若者」で、若者という言葉には、色々な概念を含むのではないかと思います。取引ができる18歳の若者が念頭に置かれているようにも思えますが、最近の動向を踏まえると、若者だけでなく、より若年の子どもも対象とすることが考えられるのではないかと思います。

OECDは、デジタル環境における子供に関する理事会勧告」を採択し、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンは、子どもに影響のある広告およびマーケティングに関するガイドラインを公開しています。消費者法やデジタル関係の研究としては、若者とされていた人たちよりも、今まで注目されていなかった、より若年の方を対象とした保護の制度や広告規制のありかたが考えられるのではないかと思います。

それから、52ページの「ホストが若者に対して」という箇所について、若者とか若年女性とは狭い用語だと思いますので、もう少し一般的な用語で考えることができると思います。法律でも事業者、消費者といった一般的な言葉で書かれています。対象を限定しない被害者ということを考えたら、用語の採用が必要ではないかと考えました。

それから、消費者団体の支援についてです。64ページ「(4) 消費者団体等への支援と連携」で「連携を進めます」と書いてあり、62ページ「消費生活相談体制の充実」に、消費者団体との連携を追記していただくことによって、より相談体制の強化、連携が達成できるのではないかなと考えます。

また、先ほど御指摘のあったデジタル社会における脆弱性ということですが、ヨーロッパにおいてデジタルの脆弱性という言葉は既に定着しています。デジタルの脆弱性は、若年や高齢に関わらず、AI技術などによって、我々の購買行動などが監視され、我々の行動に影

響を与えるようなシステムが構築されているので、そのような記載を加えることも可能なのかなと思いました。

○会長

まず一点目の若者ですが、言葉の概念として膨らみがあるところで、先ほども御指摘がありました。どのように押さえるか難しいですね。例えば、消費者っていう言葉の定義も実は様々ですし、さらに中小企業っていうのも法令や基準によって全く変わってきます。資本金で見るのか、取引額で見るのかとか、法令によって対象が変わります。このあたりの言葉の使い方については、慎重に事務局の方で検討していただくということによろしいでしょうか。

○事務局

若者という表現については、本文を見直して、加筆、修正させていただきたいと思います。

2点目の消費者団体との連携につきましては、実は第4章「計画の推進方策と進捗管理」に「(4)消費者団体等への支援と連携」で計画全般にわたるということを記載しています。前回の部会で、あまりにも文章量が多すぎて少しわかりにくいというご指摘もありましたので、追記するのではなく、ここで読んでいただくことができたかと考えています。

○会長

連携はすごく重要ですが、あくまでもその手段ですので、たてつけのところが、過度に膨らんでしまってもということはあるかなと思います。あくまでも計画の内容、目的をしっかりと達成していくということですので、バランスを取っていただけていると思います。

もう1点、デジタル化について、事務局よりお願いします。

○事務局

デジタルでの脆弱性は非常に重要な課題です。先ほども申し上げましたが、国の方でもいろいろ議論されているものと承知しています。どういう形で取り入れることができるかわかりませんが、重要な御指摘をいただいたので、取組に生かしていけたらなと思います。

○会長

委員から御指摘もあるように、デジタル化は避けて通れません。恐ろしいスピードで進んでいっておりますので、自分のことも含めて、ちゃんと対応していかないといけないと思います。それをサポートするような、仕組みを考えていければと思います。事務局の方でもさらに検討を深めていただければと思います。

○委員

6 ページの「4. 消費者政策の基本的な考え方」の「計画期間中に求められる役割等」が削除ということですが、何もないのもどうなのかなと思いますので、追記やこの他のところに盛り込む予定があるかお聞きしたいと思いました。

○事務局

第2期計画で責務という形で書いていたところを、第3期計画ではこういう形に変えさせていただきたいと思い、御提案させていただきましたが、委員の方から責務から役割になってトーンダウンしているのではないかという御意見がありました。責務について条例の中に規定されていますので、紛らわしい表現を避けるために、「計画期間中に求められる役割等」を削除したいと考えております。

今の御指摘については、ここに記載しなくても、他のところで記載したらいいのではないかということだと思いますので、どういう形で入れることができるか、検討したいと思います。

○会長

消費者保護条例が引用されていますので、それと重なった形で記載するのは、公式の文書の場合には形式としてはどうかと私も感じているところです。

ただ御指摘のように、唐突にこの条例が出てきて、これ読んでくださいということであれば、なぜこの条例がここに出てきているかということもありますので、若干この頭出しぐらいを入れるのはありかなと思います。

委員の御意見を含めて、もう少し事務局の方で御検討いただくということによろしいでしょうか。

○事務局

はい。

○委員

「計画期間中に求められる役割等」の部分について、私の意見を述べさせていただきます。大阪府の役割とか責務に関する部分についての削除は賛成で、会長がおっしゃったように、この条例の間にクッションの文章を入れた方がいいというのも賛成です。行政は時代の要請に応じて必要な役割を果たさなければならないですが、やはり資源に限りがあるので、税金を集めて行政が何でもやる時代は終わりを迎えつつあると思います。少子高齢化の進展の中で、やはり行政のニーズは増加しています。同時に限られている資源の中で、行政にはより効果的、効率的に仕事をしてもらう必要があると考えます。そのために、やはり府民一人ひとりを共に支えるといった個人の主体性と結びつけて進めていく方向性にあるかと思いますので、そういったニュアンス、府民も一人ひとりが主体的に消費者保護に関心を持つ、自らの課題として考えるという方向性があるというような文章が入れば幸いです。

○事務局

できるだけ入れる方向で、検討させていただきたいと思います。

○会長

本当に重要な御指摘で、各委員の方々もおそらく感じておられるところだろうと思いますけれども、リソースには限界があります。それを前提に、いかにその最大の効果を得るかというのは、まさに日本の社会に求められているところだろうと思います。我々もそういう方向で頑張っていきたいと思います。引き続きよろしく申し上げます。

○委員

52 ページの今回修正していただいた「悪質ホストクラブなどにおいて、ホストが若者に対して」の箇所でございますが、私の相談経験を踏まえると、女性の場合はホストクラブだけれども、男性の場合はキャバクラだったりします。もちろんホストクラブという言葉が注目されているかもしれませんが、例えばここにホストクラブなどと入れていただく、あるいは一般化して、飲食店といったような表現にする必要があるのではないかなと思います。

また、ホストという特定した言い方ではなく、例えば店員とか事業者側とかの表現の方が良いのではないかと感じています。

次に、53 ページの「[2]裁判外紛争解決手続（ADR）の利用促進」についてです。赤字で訂正入れているところですが、「法務大臣の認証を受けた認証 ADR・ODR をはじめとする民間型裁判外紛争処理機関との連携について検討します」となっていますが、この検討について具体的なイメージが浮かびません。具体的にどのようにするか、もう少し明確にした表現の方が良いのではないかと感じています。例えば、紹介をすとか、研修をすとか、具体性を持った方が良いのではないかなと思いました。

○事務局

悪質ホストクラブに関しまして、委員の御指摘も含めて、文章を加筆修正して、今後、ホストクラブ以外のキャバクラ等の関係も問題になってくるかもわかりませんので、それも読めるように入れたいと思っております。

2 点目ですが、ADR、ODR については、基本的に有料ということもあり、うまく消費生活相談窓口と繋げることが課題になっています。まだ熟していない状況で、こういう表現にしておりますけれど、文章をわかりやすく修正したいと思っております。

○会長

確かに昔、固定的な意味ではポッタクリバーということもありました。もう少し包括できるような表現を工夫するのは、まさに御指摘の通りと思いました。

「連携について検討します」というのも、より具体的に何かを書きなさいっていうのは、私ども大学の中でもよく、文章を作るときによく言われるところです。ただ一方で費用面等の難しい問題があるとの御指摘もありましたけれども、事務局の方で工夫していただいて、もう少し具体的なイメージが持てるような表現を考えていただければと思います。

○委員

別件ですが、65 ページ「(6) 大学、研究機関、公益的団体等との連携」に関連して、情報提供します。大学コンソーシアム大阪という組織がございます。元々は1999年に設立された大阪府内大学学長会が2003年10月に改称しまして現在の名称になりました。2007年に特定非営利活動法人ということで大阪府から認定していただいております。現在、私は大学コンソーシアム大阪の企画・運営委員会の副委員長をさせていただいております。この大学コンソーシアム大阪は、2018年に大阪府、大阪市、大阪商工会議所とともに「大阪府内地域連携プラットフォーム」を設立しております。この地域連携プラットフォームは、文部科学省の私立大学等改革総合支援事業に毎年選択されるなど、成果を挙げております。ただ、このプラットフォームに大阪府の方も入っているはずですが、消費生活センターや教育員会の方を除いて、大阪府の存在感が薄いことを残念に思っております。大学コンソーシアム大阪という組織があり、それとの連携が消費者保護のためにも大いに役に立つということを、審議会の皆様にも是非意識していただければ嬉しいところです。

なお、先日、私がプラットフォームに関連して講演した際の配付資料などは、大学コンソーシアム大阪のサイトで近く公表される予定です。以上、情報提供でございます。

<https://www.consortium-osaka.gr.jp/images/web/platform/activity-report2024.pdf?1718327424>

○委員

先ほど御説明の中にありました50ページ「(1) 高齢者や障がい者の消費者被害の防止」で、第3段落の障がい者の箇所について修正をしていただきたいと思います。この表現に問題があるように思います。障がい者は絶対的な弱者というわけではないので、社会全体として、その障がい者の自立を支援するというスタンスで社会は動いています。この表現だと、弱い人を助けるだけのことになってしまうと思いました。

○委員

「障がい者については」という、書き出しがあまりよろしくないのかなと思います。おそらく事務局がお書きになろうとしていたことは、障がい者の方の中には、ここで書かれているような方もいらっしゃるという趣旨ではないかと思います。その趣旨を明確になるように修文されるのがよろしいのではないかと思います。

○会長

ありがとうございます。障がい者の方の社会での位置づけ、障がい者に対するスタンスはかなり変わってきているはずです。委員からの御指摘を踏まえて事務局の方でフォローしていただければと思います。

○委員

基本計画に書き込むことではないですが、計画の進捗状況の報告を受けるこの審議会ですが、年1回の2時間では時間が足りないと感じています。消費者教育推進計画の部分とそれ以外の部分と、各2時間の開催を確保していただくなど、事務局で検討をお願いできないかと思います。以上でございます。

○会長

また事務局の方で御検討いただければと思います。

以上をもちまして本日の議事、全て終了とさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、貴重な御意見をいただき本当にありがとうございました。

最後に事務局より、計画策定スケジュールについて提案がございますので、説明をお願いいたします。

○事務局

昨年12月の本審議会にて計画策定スケジュールについて御説明させていただきました。そのときに、第3回の検討部会を6月に開催、その後、7月に第2回審議会を開催し答申案の取りまとめという予定で挙げさせていただいておりました。事務局の考えですが、これまでの部会や本日の皆様に御審議いただいた審議会にて皆様から貴重な御意見、御質問をいただき、それに対する答申案というのもしっかり固まってきたと考えております。

これまでの審議状況を踏まえまして、6月に予定しております第3回の検討部会の開催を見送らせていただきたいという御提案をさせていただきます。

本日、欠席されている委員の皆様方には、本日の審議状況によって部会の開催を見送ることについては、事前に御了解はいただいているところでございます。

○会長

いかがでしょうか。かなり時間がタイトになってきているということと、御議論をかなり分厚くしていただいて、もう土台はかなり固まってきたところがございます。事務局からの御提案について、そのような方向で進めさせていただいてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長

ありがとうございます。それでは第3回の検討部会開催を見送るということでもよろしく
お願いいたします。

○事務局

次回の第2回審議会は、おそらく7月後半になるかと思います。また皆様方の御予定の
方確認させていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日は活発な御議論をいただき、ありがとうございました。また、特に部会委員の皆様
におかれましては、御多忙の中、これまでの答申案の取りまとめに御尽力いただきまして、本
当にありがとうございます。

本日いただきました御意見も踏まえ、7月に開催予定の第2回審議会で答申案の取りまと
めを行い、8月に本審議会からの答申をいただく予定とさせていただいております。第3期
計画の策定に向け、引き続き、どうぞ御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

藤本会長、委員の皆様、本日はありがとうございました。

以上をもちまして、本日の審議회를終了とさせていただきます。